

II 教員組織

1 全学の教員組織

(表2)

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 あたりの 在籍学生数 (表4(B)/計(A))	兼任 教員 数	備 考	
		教授		准教授		講師		助教		計(A)							
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						うち 教授数
経営学部	経営学科	9	1	2	0	0	0	0	0	11	1	0	10	5	37.8	5	
	会計ファイナンス学科	7	1	1	0	0	0	0	0	8	1	0	8	4	15.1	7	
経営学部 計		16	2	3	0	0	0	0	0	19	2	0	18	9	28.3	(12)	
経済学部	経済学科	11	0	4	0	3	1	0	0	18	1	0	14	7	23.5	16	TA:6名
	経済学部 計	11	0	4	0	3	1	0	0	18	1	0	14	7	23.5	(16)	
人文学部	人間科学科	14	4	6	1	1	1	0	0	21	6	0	12	6	16.1	24	12名で認可
	英語英米文学科	7	1	3	0	1	0	0	0	11	1	0	6	3	18.8	12	
	臨床心理学科	6	0	3	0	1	1	0	0	10	1	0	6	3	30.8	10	TA:2名
	こども発達学科	11	5	2	0	0	0	0	0	13	5	0	6	3	12.2	8	
人文学部 計		38	10	14	1	3	2	0	0	55	13	0	30	15	18.4	(54)	
法学部	法律学科	11	1	3	1	2	1	0	0	16	3	0	14	7	25.0	20	
	法学部 計	11	1	3	1	2	1	0	0	16	3	0	14	7	25.0	(20)	
社会情報学部	社会情報学科	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	—	—	13.3	5	
	社会情報学部 計	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	—	—	13.3	(5)	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数													33	17			
合 計		79	13	24	2	8	4	0	0	111	19	0	109	55		107	
研究科・専攻		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数			兼任 教員 数	備 考					
		研究指導教員数		研究指導 補助教員	計	研究指導教員数											
			うち 教授数					うち 教授数									
法学研究科	法学専攻(修士課程)	9	8	2	11	0	5	4	5	2							
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻(修士課程)	4	4	5	9	0	2	2	3	0							
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻(修士課程)	9	9	8	17	0	5	4	4	5							
合 計		22	21	15	37	0	12	10	12	7							

専門職大学院	専任教員数										助手	設置基準上必要専任教員数	専任教員に占める教授の比率(%)	専任教員に占める実務家教員の比率(%)	備考
	教授		准教授		講師		助教		計(A)						
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)					
なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

大学[注]1 学長は人文学部人間科学科に含めている。

大学[注]2 「外国人教師」3名(所属は人文学部英語英米文学科)については、研究費の取扱いが他の専任教員と異なることから、下記「[注]2」より、「兼任教員数」に計上している。

- [注]1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も、専任教員数に算入してください。ただし、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含めてください。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者(専任者)のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に記入してください。
 - 本表内では1人の専任教員を同一の課程間(学士課程間、修士課程間)に重複記入しないでください。ただし、学士課程と修士課程、修士課程と博士課程(それぞれ1専攻に限る)など、複数の課程間に重複して記入することは可能です。
 - 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数(併設短期大学からの兼務者も含む)を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
 - 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。また、薬学部を設置している場合には、備考欄に、実務家教員数をご記入ください。
 - 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに、備考欄にその旨を記述してください。
 - 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務に従事している助手数をすべて記入してください。(例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。また、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも担当している場合にも、それぞれの助手数に含めてください。)
- <学部・学科等について>
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
 - 「専任教員1人あたりの在籍学生数」欄には、表4の在籍学生数(B) / 本表の専任教員数計(A)により、算出してください。なお、「(その他の学部教育担当組織)」がある場合には、その他の学部教育担当組織に所属する教員数を各学部・学科の収容定員に応じてそれぞれに按分して算出してください。
 - 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など)

- 11 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 12 学部における設置基準上必要な教授数は、各学科で算出した必要教授数の合計値になり、大学全体における設置基準上必要な教授数は、各学部の必要教授数と大学全体の収容定員に応じ定める教授数の合計値になります。

<大学院研究科について>

- 13 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。「研究指導教員」「研究指導補助教員」については、研究指導を行っているあるいは補助しているという実態による判断ではなく、学内基準による研究指導資格あるいは研究指導補助資格の有無で判断してください。
- 14 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、大学院研究科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。
(例：学部・学科に専任教員が配置され、大学院教育が専ら学部・学科の専任教員によって行われている場合など)

<専門職大学院について>

- 15 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。
- 16 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。また、専任教員は①～④のいずれかに割り振り、重複のないように記載してください。
 - ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②専任（兼任）教員：専門職大学院設置基準第5条第2項に基づき、当該大学院の専任教員であって、他研究科または当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の博士後期課程の専任でもある者。ただし、専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員数（専門職大学院の必置教員数）を超えて教員を配置している場合、または、2018（平成30）年度までの教職大学院の場合については、前記に限らず、専任（兼任）教員を配置することができる。
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 - ④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。